

長崎型住宅ブランド化業務委託 仕様書

(令和5年度 公募型プロポーザル)

本仕様書は、令和5年度に長崎県が発注する「長崎型住宅ブランド化業務委託」について、受託者が順守しなければならない仕様を示すものである。

1 業務名

長崎型住宅ブランド化業務委託

2 業務の目的

本業務は、良質な住宅ストックの継承、脱炭素社会の実現に向け、『長崎型住宅』の認知度向上、ブランド化を推進することにより、過大な住宅費負担や人口・世帯数の減少、少子高齢社会の進展、新たな日常への対応など住まいに関連する課題や社会情勢の変化に対応する住まいづくりを総合的に推進することを目的とする。

※1：『長崎型住宅』…長崎の気候風土を踏まえて産学官で設定した性能等を備える住宅。

3 契約期間

契約の日から令和6年2月28日まで

4 業務の内容

詳細項目・数量については、下記及び別添「長崎型住宅ブランド化業務委託 経費算定項目」のとおりとする。

また、下記に記載のない業務についても適宜提案を行い、上記「2 業務の目的」の達成に寄与する取組を併せて実施する。

業務の分類	項目	内容
ブランド化業務	現状分析/戦略具体化	県民意識アンケート、分析
		ブランド化戦略の修正・具体化
	広報	ロゴ、パンフレット作成
		展示会企画立案・運営
		特設 web サイトの作成
	instagram の開設・運用・配信	
支援業務	推進協議会運営支援	推進協議会での議事録作成等
その他	業務監理費(一般管理費)	業務報告書とりまとめ等

5 予算額

7,843千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

※ 事業の企画・調整に関する費用のほか、情報収集にかかる費用、打ち合わせの費用等すべての経費を含む。

6 成果品

	項目	仕様	数量
(1)	パンフレット	A4 版 4 ページ	1,000 部
(2)	ロゴ 特設 web サイトの全体が分かる画像	A4 版 任意ページ	1 部
(3)	業務報告書	A4 版(簡易製本:両面カラー)	1 部
(4)	推進協議会での協議記録	A4 版 4 ページ×2 回分	1 部
(5)	上記(1)～(4)の元データ	.word.ppt 等の編集可能なデータ形式	DVD 1 枚

7 成果品の納入場所

長崎県土木部住宅課

6 委託条件

(1) 業務実施体制の確保

本業務を円滑に行うため、業務責任者、担当者ならびに業務実施に必要な人員を配置した業務実施体制を確保すること。

(2) 受付・対応業務

長崎県の休日を守る条例（平成元年 7 月 18 日長崎県条例第 43 号）に定める休日を除く、毎日午前 9 時から午後 5 時 45 分の間、本業務にかかる協議・相談等依頼に対応できること。

(3) 成果品の提出

本業務完了後は、成果品として業務の実施結果を示した報告書、印刷物及び電子データ等からなる業務成果報告書を速やかに 1 部別冊で提出すること。

7 その他特記事項

- (1) 受託者は、長崎県の指示に従って本業務を実施するものとする。なお、業務に必要な資料は必要に応じて委託者が受託者に提供する。
- (2) 受託者は、本業務の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、協力すること。
- (3) 本業務について、**4 業務の内容**に掲げる業務の実施時期やその内容は、県と調整の上決定すること。また、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、長崎県と協議のうえ決定する。
- (4) また、成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当する場合は、当該著作物に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に無償で本県に譲渡すること。

以上